

資料3 (参考)

奄美群島振興開発特別措置法及び小笠原諸島振興開発特別措置法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

- 奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）（抄）（第一条関係）…………… 1
- 小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和四十四年法律第七十九号）（抄）（第二条関係）…………… 2
- 総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）（抄）（附則第五条関係）…………… 4
- 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）（附則第六条関係）…………… 6
- 国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）（抄）（附則第七条関係）…………… 8

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|--|
| <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本方針は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4 5 6（略）</p> <p>（振興開発計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 振興開発計画は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>5 5 12（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行し、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継並びに平成三十五年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用については、別に法律で定める。</p> <p>3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成三十六年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで、第二章第三節及び第六十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>4 4 10（略）</p> | <p>第四条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本方針は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4 5 6（略）</p> <p>（振興開発計画）</p> <p>第五条（略）</p> <p>2・3（略）</p> <p>4 振興開発計画は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>5 5 12（略）</p> <p>附 則</p> <p>1 この法律は、公布の日から施行し、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。</p> <p>2 この法律の失効後における基金の解散、基金の権利及び義務の承継並びに平成三十年年度の業務の実績に関する評価並びに財務及び会計についての基金に係る通則法第三十二条及び第四章の規定の適用については、別に法律で定める。</p> <p>3 振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金、補助金又は交付金のうち、平成三十一年度以降に繰り越されたものについては、第六条第一項から第四項まで、第二章第三節及び第六十三条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>4 4 10（略）</p> |

| 改正案 | 現行 |
|---|---|
| <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本方針は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（振興開発計画）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 振興開発計画は、平成三十一年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4～11（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略）</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成三十六年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成三十六年度以降に繰り越されるものについては、第七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>3（略）</p> <p>4（宅地評価土地に係る価格の決定の特例）</p> <p>4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成三十六年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、</p> | <p>第五条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 基本方針は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4～6（略）</p> <p>（振興開発計画）</p> <p>第六条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 振興開発計画は、平成二十六年度を初年度として五箇年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。</p> <p>4～11（略）</p> <p>附則</p> <p>1（略）</p> <p>（この法律の失効）</p> <p>2 この法律は、平成三十一年三月三十一日限り、その効力を失う。ただし、振興開発計画に基づく事業に係る国の負担金又は補助金のうち平成三十一年度以降に繰り越されるものについては、第七条の規定は、この法律の失効後も、なおその効力を有する。</p> <p>3（略）</p> <p>4（宅地評価土地に係る価格の決定の特例）</p> <p>4 帰島者が小笠原諸島の地域へ移住する前に有していた不動産で小笠原諸島の地域以外の本邦の地域にあるものを平成十八年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間において譲渡した場合において、</p> |

当該譲渡した不動産に係る第四十二条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

5
(略)

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る平成三十六年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

7・8 (略)

当該譲渡した不動産に係る第四十二条第一項に規定する固定資産課税台帳に登録された価格（当該価格が登録されていない場合にあつては、東京都知事が地方税法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準（当該不動産が同法附則第十七条の二第一項又は第二項の規定の適用を受ける土地である場合においては、同法第三百八十八条第一項の固定資産評価基準及び同法附則第十七条の二第一項の修正基準）によつて決定した価格）中に同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の価格があるときにおける第四十二条第一項の規定の適用については、同項中「登録された価格」とあるのは「登録された価格のうち地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」と、「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）」とあるのは「同法」と、「決定した価格」とあるのは「決定した価格のうち同法附則第十一条の五第一項に規定する宅地評価土地の部分以外の部分の価格に相当する額に当該宅地評価土地の部分の価格の二分の一に相当する額を加算して得た額」とする。

5
(略)

(この法律の失効後の譲渡所得等の課税の特例)

6 帰島者に係る平成三十一年分以前の年分の所得税については、この法律の失効後も、なお従前の例による。

7・8 (略)

| 改正案 | | 現行 | |
|---|---|------|--|
| <p>附則 （所掌事務の特例） 第二条（略） 2 総務省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号及び前項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> | | | |
| 期限 | （削除） | 期限 | 平成三十一年三月三十一日 |
| 事務 | （削除） | 事務 | 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 |
| （略） | （略） | （略） | （略） |
| 日 | 平成三十五年三月三十一日 | 日 | 平成三十五年三月三十一日 |
| （略） | （略） | （新設） | （新設） |
| 日 | 平成三十六年三月三十一日 | （略） | （略） |
| （略） | 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策 | （略） | （略） |

| | |
|-----|---------------------|
| (略) | |
| (略) | の企画及び立案並びに推進に関すること。 |
| (略) | |
| (略) | |

○ 農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）（抄）（附則第六条関係）

（傍線部分は改正部分）

| 改正案 | | | | 現行 | | | |
|---|--|--------|--------|---|--|--------|--------|
| 附則 1・2（略） | | | | 附則 1・2（略） | | | |
| 3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 | | | | 3 農林水産省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務及び前項に規定する事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。 | | | |
| 期 限 | 事 務 | 期 限 | 事 務 | 期 限 | 事 務 | 期 限 | 事 務 |
| （削除） | （削除） | （略） | （略） | 平成三十一年三月三十一日 | 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関するこ | （略） | （略） |
| 平成三十五年三月三十一日 | （略） | （略） | （略） | 平成三十五年三月三十一日 | （略） | （略） | （略） |
| 平成三十六年三月三十一日 | 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関するこ | （略） | （略） | （新設） | （略） | （略） | （新設） |

| | |
|-----|-----|
| 4 | |
| (略) | (略) |
| (略) | ト。 |

| | |
|-----|-----|
| 4 | |
| (略) | (略) |
| (略) | |

| 改正案 | | 現行 | |
|--|------|--|---|
| <p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> | | <p>附則 （所掌事務の特例） 第二条 国土交通省は、第三条第一項の任務を達成するため、第四条第一項各号に掲げる事務のほか、次の表の上欄に掲げる日までの間、それぞれ同表の下欄に掲げる事務をつかさどる。</p> | |
| 期 | 限 | 期 | 限 |
| （削除） | | 平成三十一年三月三十一日 | |
| 事 | 務 | 事 | 務 |
| （削除） | （削除） | 奄美群島（奄美群島振興開発特別措置法（昭和二十九年法律第百八十九号）第一条に規定する奄美群島をいう。）の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。 | 奄美群島振興開発計画（奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。）に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。 |
| （削除） | （削除） | 小笠原諸島（小笠原諸島振興開発特別 | 独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。 |

| | | | |
|--|-----|--------------|--|
| | (略) | 平成三十五年三月三十一日 | 平成三十六年三月三十一日 |
| | (略) | (略) | <p>奄美群島振興開発特別措置法(昭和二十九年法律第百八十九号)第一条に規定する奄美群島をいう。)の振興及び開発に関する総合的な政策の企画及び立案並びに推進に関すること。</p> <p>奄美群島振興開発計画(奄美群島振興開発特別措置法第五条第一項に規定する奄美群島振興開発計画をいう。)に基づく公共事業に関する関係行政機関の経費の配分計画に関すること。</p> <p>独立行政法人奄美群島振興開発基金の行う業務に関すること。</p> <p>小笠原諸島(小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和四十四年法律第七十九号</p> |

| | | | |
|---|-----|--------------|---|
| | (略) | 平成三十五年三月三十一日 | (新設) |
| 措置法(昭和四十四年法律第七十九号)第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。 | (略) | (略) | <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> |

| | |
|--------------|--|
| 平成三十七年三月三十一日 | |
| (略) | (第四条第一項に規定する小笠原諸島をいう。)の総合的な振興及び開発に関すること。 |

2 (略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成三十六年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2 平成三十六年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。

| | |
|--------------|--|
| 平成三十七年三月三十一日 | |
| (略) | |

2 (略)

(審議会等の設置の特例)

第四条 平成三十一年三月三十一日までの間、奄美群島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる奄美群島振興開発審議会は、本省に置く。

2 平成三十一年三月三十一日までの間、小笠原諸島振興開発特別措置法の定めるところにより国土交通省に置かれる小笠原諸島振興開発審議会は、本省に置く。